

武雄市ごみ袋広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武雄市広告掲載実施要綱に基づき、市長の指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）へ民間企業等の広告を掲載する場合における、必要事項について定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、武雄市指定袋とし、掲載箇所は募集要領により定める。また、広告掲載枚数は武雄市が1会計年度の予算で作成する指定袋の枚数とする。

(広告の種類及び範囲)

第3条 武雄市広告掲載実施要綱第3条に該当するものを除く。

(掲載内容)

第4条 掲載することができる広告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 店舗、企業等の名称
- (2) 連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）
- (3) その他市長が認めるもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格及び掲載位置については別に定める武雄市ごみ袋広告募集要領による。

2 掲載する広告は単色刷りとし、色は市長が定めるものとする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市のホームページ等にて公募により行う。

2 前項の規定に関わらず、市長は必要に応じて個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込者は、募集要領に従い次の各号に定める内容を記載した申込書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

- (1) 広告掲載者の名称及び代表者職氏名、所在地、連絡先
- (2) 広告の内容及び仕様
- (3) 証明書（企業等の所在を証する書面、法人登記簿の写）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(広告掲載可否の審査及び決定)

第8条 市長は、前条の規定による広告掲載の申し込みがあったときは、武雄市広告掲載実施要綱第3条に規定する広告内容に該当するか審査するものとする。

2 審査基準を満たす広告の数が募集枠を超えないときは、当該広告の申込者を広告主として決定するものとする。

3 審査基準を満たす広告の数が募集枠を超えるときは、申込者による入札を行うものとする。入札は、募集枠が超えている業者が何社希望しているか通知した上で、入札会を開き掲載基準額を最低落札額とし入札形式で行うものとする。

4 市長は、広告掲載の可否の決定を行った場合は、その結果を速やかに申込者に連絡しなければならない。（様式第2号）

(広告掲載料)

第9条 広告主は、前条の掲載内容の協議が完了した場合、広告掲載料を速やかに市長へ支払うものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告を掲載する期間は、指定袋を使い切るまでとする。

(広告の作成)

第11条 掲載内容は、広告主、市長で協議を行い、広告の印刷は、市長が行う。

(広告掲載の中止及び変更)

第12条 広告の掲載を中止する場合は、広告主は速やかに市長へ届出るものとする。

2 広告主は、掲載の内容を変更する場合は、印刷を行う前に届出を行う。その場合印刷がすでに着手又は完了している場合、変更は認められない。

3 前項の記載内容の変更により生じる経費については、広告主の負担とする。

(広告内容等の修正)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等(武雄市広告掲載実施要綱等を含む)に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、使用許可を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付が無いとき。

(2) 第13条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。

(3) 広告内容等が、各種法令またはこの要領に違反している。あるいはそのおそれがあるときで、第13条の規定によっても解消されないとき。

(4) その他広告掲載を継続することが適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることはできない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消した場合は納付済みの広告掲載料を還付する。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする

(その他)

第18条 この要領に定めるほか、広告の掲載に関し必要な事項は、広告主と市長で協議する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。